

古座分庁舎サテライトオフィス等整備事業プロジェクト推進業務委託仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、串本町が実施する「古座分庁舎サテライトオフィス等整備事業（以下、「整備事業」）の内、「プロジェクト推進」業務（以下、「本業務」）を事業者へ委託することについて、その概要を示すものである。

2. 業務の目的

整備事業において整備予定のサテライトオフィスへの企業入居を現実のものとし、期間利用可能なワークスペースや会議室の利活用を促進し、さらに、串本町及び紀南地域全体をロケット・宇宙産業の集積地として大々的に PR するため、豊富な経験と専門知識を有する事業者へ支援業務を委託する。

3. 業務期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

4. 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、本町と協議を行いその意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い提案を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお、一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本町担当課の承諾を得なければならない。

5. 整備事業の概要

(1) 整備事業の背景

串本町新庁舎への移転統合により、既存の古座分庁舎が空き家となった。古座分庁舎は3階建てであるが、そのうちの2階部分を「サテライトオフィス等整備事業（自治体所有施設整備等）」により、サテライトオフィスとして整備する。

当施設は、今後3年間で、1階をロケット・宇宙関連の展示スペースや図書スペース、3階を宇宙を体感できる8K臨場感シアターに整備する計画であるため、3年後にはロケット・宇宙産業の集積と教育拠点となる。これについては、2021年（令和3年）3月29日に策定した「串本町役場古座分庁舎リノベーション基本構想」において計画していたものであるが、同計画では、サテライトオフィスは2023年度（令和5年度）で整備する予定であった。しかし、コロナ禍に伴う企業の地方分散の動きをいち早く捉え、機を逃すことなく企業を誘致するため、2021年度に前倒しで整備することとした。

サテライトオフィスには、基本的には、宇宙関連産業に携わる企業を誘致する計画であるが、広大な海域や空き地、廃校（串本古座高校旧古座校舎）等、串本町の特性を生かして、自動車自動運転、海洋関係、CO₂吸収実証、社会デザイン等、各種の社会実証サービスのフィールドを求めている企業にもアピールすることで、多種多様な企業を集積し、イノベーションが起こる土壌を作っていきたいと考えている。併せて、ワークスペースを大学のキャンパスとして一時利用してもらうことも想定しており、地域の活性化や宇宙教育への関心に繋げたいと考えている。

なお、当施設の管理・運営については、現在検討中であるが、指定管理者制度により民間事業者に任せる方法が最も適切と考えている。

(2) 整備事業から期待する効果

イベントの実施により、串本町及び紀南地域全体がロケット・宇宙産業の集積地であることを全国に発信することで、ロケット・宇宙関連企業を初めとする全国の企業に関心を持って貰うと同時に、宇宙に興味のある個人の関心も捉える。その上で、HPやパンフレットにより具体的な施設のPRをすることで、企業の誘致、企業従業員の移住、さらには個人の移住を実現させることを期待する。

6. 業務内容

概ね次の業務を行うものとするが、この業務内容はプロジェクト推進に必要と思われる事項を示したものであり、プロポーザルの実施において決定した最優秀提案者の企画提案により調整することとする。

① 企業ニーズ調査

古座分庁舎サテライトオフィス（以下、「オフィス」）の利用企業・団体ニーズの調査を実施し、その運営方針、サービスメニュー、運営体制の整理・企画を行う。

② 地域課題解決アイデアソン

多様性のあるメンバーを集め、当オフィスを利用して地方進出を試みる企業がビジネスとして取り組める地域課題の発見、解決案を探る。

③ ブランディング設計

企業ニーズ調査やアイデアソンで出たアイデアや思考のプロセスを元に、オフィスのブランディング設計を行う。

④ プロモーション動画・WEBサイト作成

オフィスをPRするためのプロモーション動画とWEBサイトを作成する。

⑤ コ・ワーケーション体験

テレワーク普及推進運動や、県庁主催のワーケーションプロジェクトとも連携し、テレワーク月間の11月に将来のオフィス利用を想定した短期滞在体験を実施する。

⑥ プロモーションイベント

構築したブランドとプロモーション媒体、並びに各種調査・イベントを通じて得られた参加者からの声を持って、首都圏でオフィスの利用促進を促すセミナーを実施する。

⑦ メディア発信

テレビ、ラジオ、新聞、WEB メディアへのメディアリリース及びメディア対応。加えて Twitter、Facebook、Instagram 等、SNS での情報発信を行う。

⑧ プロジェクトマネジメント

上記事業全体の進捗管理、調整、清算、報告等の管理業務を実施する。

7. 成果品の提出

受託者は、次の成果品を委託業務終了までに提出すること。なお、成果品の所有権、著作権、利用権は本町に帰属するものとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 業務実施計画書 | 6 部 (業務開始から 2 週間以内) |
| (2) 企業ニーズ調査報告書 | 6 部 |
| (3) ブランド設計案 | 6 部 |
| (4) プロモーション動画・web サイト | デジタルデータ (加工可能なもの) |
| (5) 完了報告書 | 6 部 |

8. 業務の適正実施に関する注意事項

受託者は、本業務を進めていく上で、以下の点に留意すること。

- (1) 本業務に係る進捗状況を随時報告すること。
- (2) 計画書、進捗状況報告書の作成が必要なものについては、町の依頼に応じて速やかに対応すること。
- (3) 業務遂行にあたり、町と定期的に打合せを行うこと。
- (4) 業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに町に報告し協議を行い、その指示を受けること。なお、本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は別途協議を行うこととする。
- (5) 委託業務上発生した障害や事故については、事の大小にかかわらず町に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- (6) 本業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合は、串本町個人情報保護条例 (平成 18 年 3 月 20 日条例第 22 号) に基づき、その扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (7) 契約の履行にあたっては、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求または契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察への通報に努めること。
- (8) 暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了できないときは、町に履行期間の延長変更を請求できる。

9. 事務局（連絡先）

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町西向 359 番地

串本町役場 企画課 ロケット推進室 担当 宮本／東田

電話 0735-67-7004

FAX 0735-72-1501

メールアドレス kikaku@town.kushimoto.lg.jp